

# ふらっと

とっとり人権情報誌

第33号

令和2年7月 発行



【ふうせんバレーボールの様子】ふうせんバレーボールは、障がいの有無に関わらず、子どもからお年寄りまで年齢を問わず一緒に楽しめるバリアフリーなスポーツです。(写真提供：一般社団法人 鳥取県障がい者スポーツ協会)

## 【特集】障がいのある人の人権について

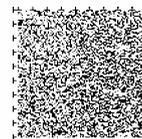
### 誰もが暮らしやすい共生社会の実現を目指して ～障がい者差別解消に向けた具体的な行動について～

今号では、改めて障がいのある人の人権とは何かを考え、県民一人ひとりが障がいのある人の人権を身近な問題として捉えることにより、障がいを知り、共に生きる社会の実現に向けた行動の大切さについて考えます。

|                              |         |
|------------------------------|---------|
| 障がいのある人がいて当たり前の社会            | P.2     |
| 「障がい」って何だろう？                 | P.3～4   |
| 差別をなくすための法律                  | P.5     |
| 障がい者差別の解消に向けた様々な取組について       | P.6～9   |
| ・あいサポート条例について                |         |
| ・みんなにやさしいユニバーサルデザインタクシーについて  |         |
| ・誰もが楽しめる観光地・鳥取県を目指して         |         |
| ・すべての人に優しい宿づくりを目指して(民間施設の取組) |         |
| 心のユニバーサルデザインの推進について          | P.10    |
| 新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別を防ぐために | P.11～12 |
| 人権トピックス                      | P.12    |

#### ※SPコード

SPコードとは、文字情報をコード化したもの。読取装置によって文字情報が音声で読み上げられます。



# 障がいのある人がいて当たり前前の社会

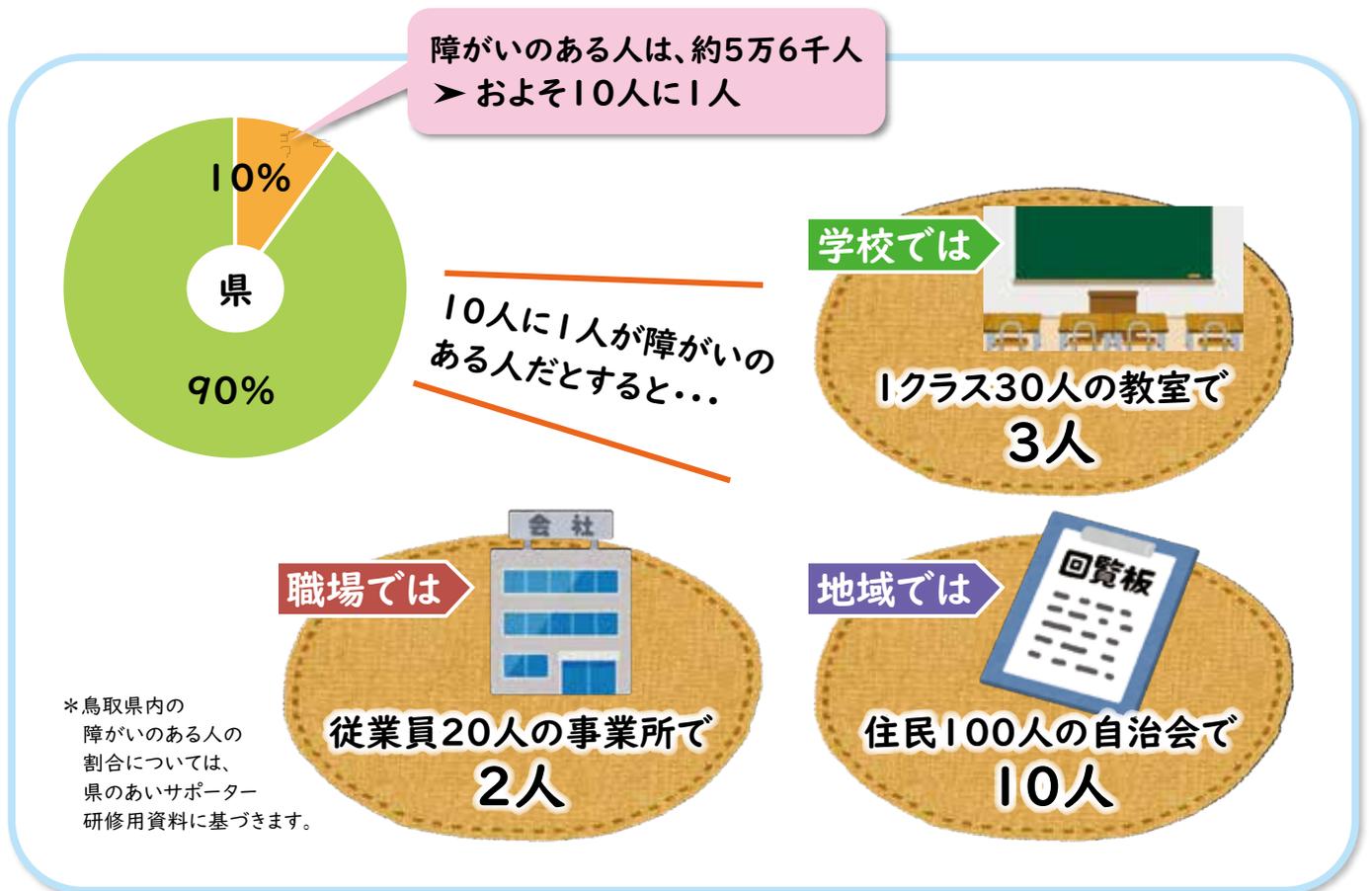
あなたの近所に、障がいのある人が住んでいますか。

障がいのある友人はいますか。

障がいのある人と一緒に学んでいますか。一緒に働き、活動をしていますか。

…あなたは障がいのある人と「出会って」いますか？

現在、鳥取県では県民のおよそ1割、10人に1人に何らかの障がいがあるとされています。ですから、障がいのある人が身近にいて当たり前前の社会に私たちは暮らしています（下図を参照↓）。

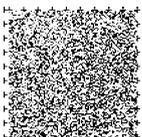


しかし、上図の割合があなたの実感に比べて多いと感じるとしたら、それはなぜでしょうか。

障がいのある人の中には、社会で当たり前に参加できる場面から遠ざけられ、制限を受けるなど、様々な不利益を被っている人がいらっしゃいます。

もしあなたが、障がいのある人を身近に感じられないとすれば、障がいのある人の社会参加を妨げる要因が、この社会の中にあるのかもしれませんが。

実現したいのは、障がいのある人がどこにでもいるのが当たり前前の社会、障がいのある人もない人も共に学び、働き、暮らしやすい社会です。「障がい」のこと、そして「人権」について考えてみませんか。



# 「障がい」って何だろう？

あなたは、「障がい」という言葉にどのようなイメージを持っていますか？  
「できないことが色々あること」「大変、かわいそう」「頑張っている」…？  
そもそも「障がい」とはどのようなことを言うのでしょうか。次の状況から考えてみましょう。

## 状況

Aさんは足が不自由で、普段は車いすを使って移動しています。そんなAさんは、この春、別の町に引っ越しをしました。職場への通勤には、電車が便利のようです。

そこで、Aさんは事前に最寄り駅の様子を見に行きましたが、駅のホームに行くには階段しかなく、移動を手伝ってくれる駅員さんもいません。Aさんはホームに行くことができませんでした。

Aさんがホームにたどり着くことができないのはなぜでしょうか。  
次の2つの側面から考えてみましょう。

## 1 ホームに行けないのは、「Aさんの足が不自由だから」と考えると…



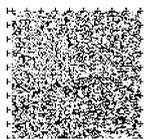
(公社)鳥取県人権文化センター「人権啓発パネル39」より一部改変。4頁も同じ。

## 注意

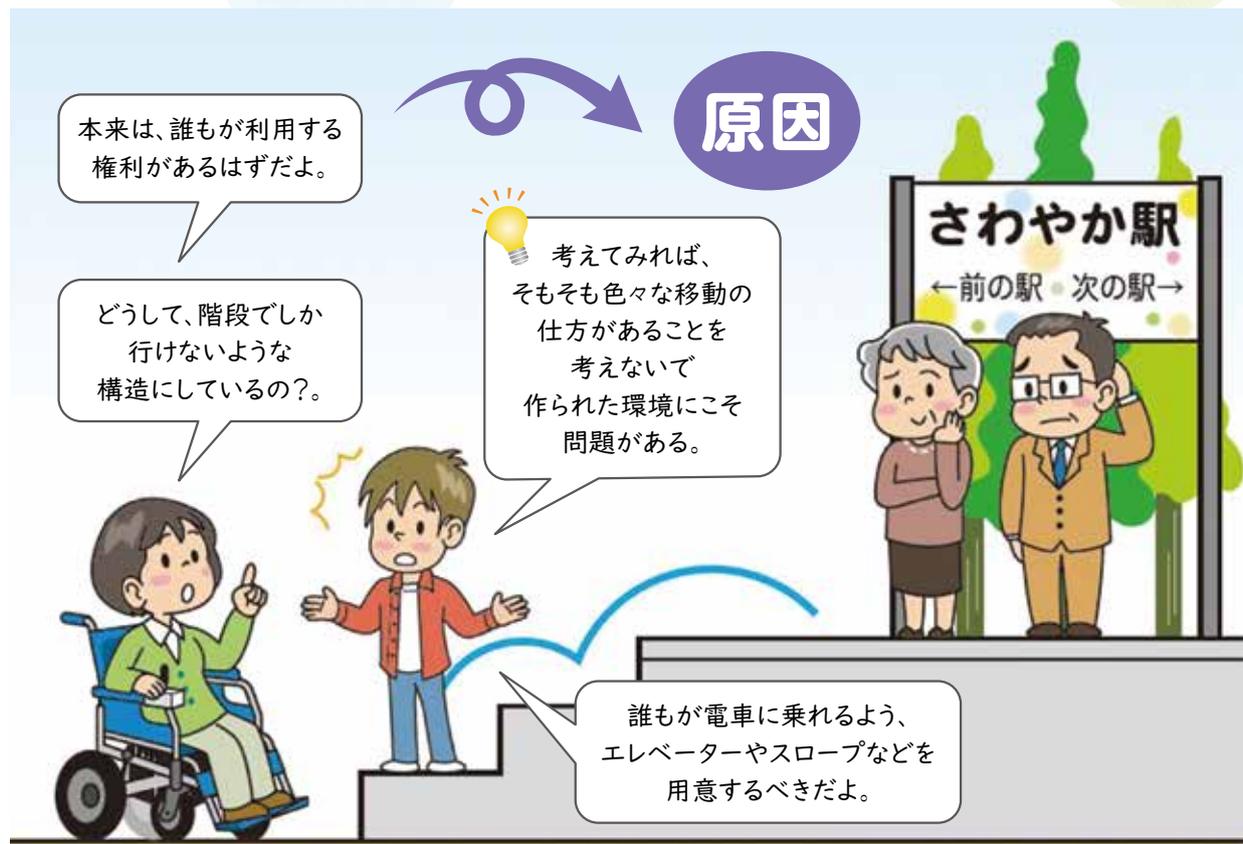
ホームに行けないのは、「Aさんの足が不自由だから」と考えると、問題の原因はAさんにあり、問題解決の責任や努力は本人に強く求められるようになります。

この場合、Aさんがその問題を自ら克服しない限り、問題は放置されてしまいます。

**障がいのある人が直面する問題は、その人個人の問題？**



## 2 では、Aさんを取りまく周囲の人々や環境(社会の様子)に注目して考えると…



### 重要!

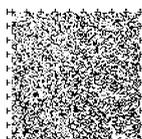
ホームに行けないのは、「世の中には車いすを利用しているAさんのように様々な人が生活しているにもかかわらず、一部の人が利用できるような社会環境をそのままにしているから」と、捉えることができます。

問題の原因を社会の側からみつめたとき、社会が障がいのある人の参加の機会を制限している部分が多いこと、だからこそ、周囲の人々や社会の果たす役割が多いことが分かります。

**障がいのある人が直面する問題は、その人が暮らす社会の問題**

「障がい」は周囲や社会との関わりの中で生まれます。周囲や社会の側が変わることで解決できる問題はたくさんあります。

社会の側にある問題に気づいてはじめて、その問題は障がいのある人が抱えている問題から、社会の問題、つまり「みんなの問題」になります。



# 差別をなくすための法律

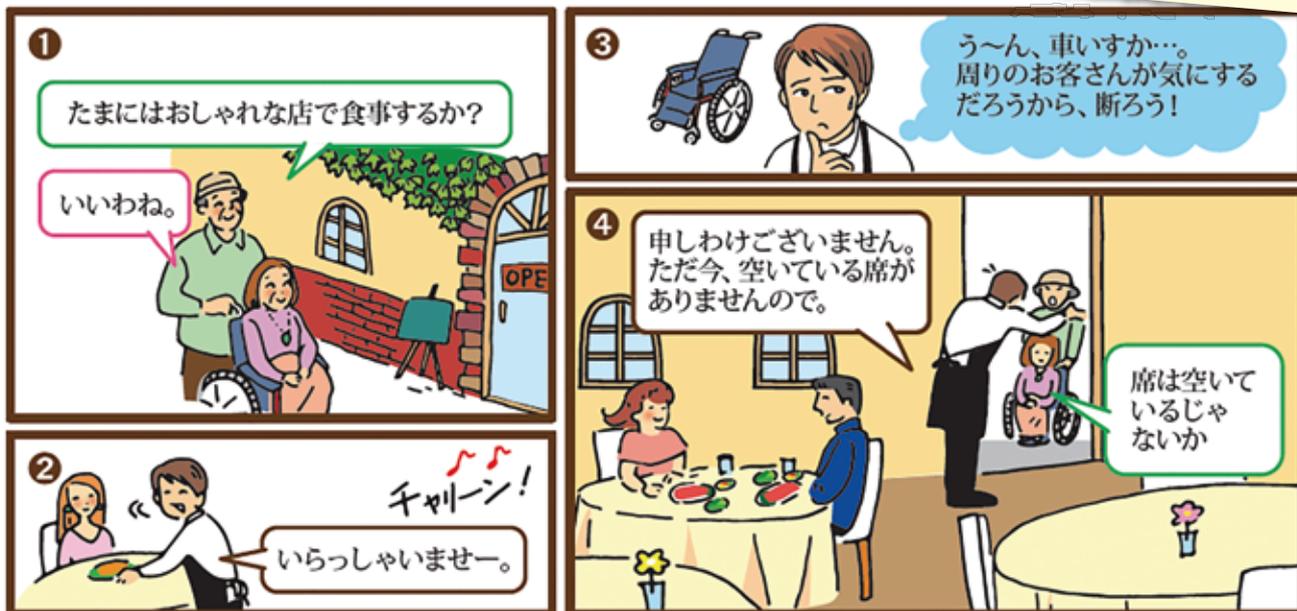
障がいのある人の権利を侵害し、社会参加を阻むものの一つが差別です。

2016年4月1日に施行された「障害者差別解消法」は、差別をなくすために、主に、国・地方公共団体や民間事業者に次の2つを求めています。

(公社)鳥取県人権文化センター「HOPE!」より一部改変。

## 1 「不当な差別的取扱い」の禁止

【レストランにて】



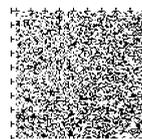
「不当な差別的取扱い」… 正当な理由もなく、障がいがあることで物品やサービス、機会を提供しないこと、また、障がいのない人には付けない条件を付けることです。事例のように、「障がいがある(車いすに乗っている)」というだけで入店を断るのはこれにあたります。

## 2 「合理的配慮」の提供

【大型施設の休憩スペースにて】



「合理的配慮」… 障がいのある人からの求めに応じて、本人の活動の妨げになっている問題を解決し、様々な機会を障がいのない人と同じように保障することです。事例の場合、他の客と同じようにニュースの内容が分かるよう、お店側が字幕放送の設定にすることがこれにあたります。よほどの負担が想定できない限り、合理的配慮を工夫して行うことが重要です。



# 障がい者差別の解消に向けた様々な取組について

## 「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」(愛称:あいサポート条例) (施行日:平成29年9月1日)

鳥取県では、糸賀一雄さん(注)の思いを受け止め、人々が互いを尊重し合う社会づくりを進める中で、障がいの特性を理解し、その特性に応じた必要な配慮をするとともに、障がい者が困っているときに、ちょっとした手助けを行う「あいサポート運動」をスタートさせ、その後も、障がい福祉サービスの充実、手話言語条例の制定など様々な取組を積み重ねてきました。

すべての県民が、これまでの取組を更に発展させ、障がい者が地域社会の中で自分らしく安心して生活できる暮らしやすい社会の実現を目指して、あいサポート条例を制定し、様々な取組を行っています。

(注)鳥取県出身で、滋賀県において知的障がい児施設の近江学園を創設したことをはじめ、日本の障がい福祉の礎を作り上げ、障がい福祉の父と呼ばれた。糸賀一雄さんは「この子らを世の光に」という言葉を残しています。

### 5つの基本的な考え方

1

障がいへの理解と  
あいサポート運動の  
推進

2

障がい者差別の解消

「障がい者差別解消相談支援センター」  
障がいを理由とする差別について、相談員が相談  
に応じるとともに、相談者への支援を行うため、県  
内3カ所に人権相談窓口を設置しています。

※相談連絡先は、P12の連絡先と同じです。

3

障がいの特性に  
応じたコミュニケーション手段の  
充実と情報アクセシビリティの  
保障



4

災害時における  
障がい者支援

5

障がい者の  
自立と社会参加の  
推進

### 【特徴】それぞれの責務や役割の明確化

#### 行政の役割

障がい者が暮らしやすい社会づくりを進めるための施策を定めて、総合的かつ計画的に取り組めます。

#### 事業者の役割

事業者は、障がい者が利用しやすいサービスを提供し、障がい者が働きやすい環境を整備するように努めます。

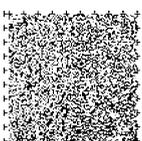
#### 県民の役割

県民は、障がいや障がい者に対する理解を深め、障がい者が暮らしやすい社会づくりに協力するよう努めます。

### 障がいの特性に応じた取組を明示

障がい者との意思疎通、災害発生時の情報伝達、避難所での対応について、障がいの種別ごとに、取るべき対応や取組を具体的に示しています。

《意思疎通の例》視覚障がい者に対しては、音声、点字、手書き文字その他の適切なコミュニケーション手段を用いるなど



問合せ先 県福祉保健部ささえあい福祉局 障がい福祉課  
TEL0857-26-7675 FAX0857-26-8136

# みんなにやさしいユニバーサルデザインタクシー

## 1. ユニバーサルデザインタクシー(略称:UDタクシー)とは

健康な方はもちろんのこと、高齢者、車いす使用者、ベビーカー利用の親子連れ、妊娠中の方など、「だれもが利用しやすいみんなにやさしいタクシー」で、黄色の車体が目印です。

街中で呼び止めたり、予約したり、だれでも普通のタクシーと同様に使い、「車いすに乗ったままの乗車」や「手すり、ステップが備えられている」などお年寄りや、障がいのある人等にとって、利用しやすい特徴をそなえています。

### 【こんな方は特に便利】

#### ○車いすを使用される方

- 大きな荷物、自転車などを乗せたい方
- 着物など、セダンに乗りにくい服装の方



※UDタクシーは、一般のタクシーと同じ乗車料金で利用できます!



## 2. タクシーのユニバーサルデザイン化

鳥取県と日本財団は、地域住民が元気に暮らし、誇りを持てる社会づくりのための共同プロジェクトを平成27年11月に立ち上げました。

その一環として、誰もが移動しやすい環境の構築を目指し、平成30年3月までに県内小型タクシーの約半数にあたる200台のUDタクシーを導入しました。



## 3. ユニバーサルドライバー実践研修



講義の様子



実技の様子

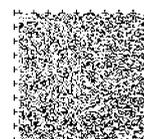
タクシーやバスを利用する障がい者への接遇向上を図るため、交通事業者を対象にユニバーサルドライバー実践研修を実施しています。

研修では、障害者差別解消法についての講義、電動車いすの乗車方法の実技を行い、障がい者に対してどのような対応、配慮が求められるかをドライバー、配車担当者等に解説しています。

### 【研修後のドライバーからの声】

「不当な差別的取扱い等、障害者差別解消法の内容について深く理解できた。」「電動車いすの取り扱いに関する不安がなくなった。」などといった感想が寄せられており、研修により障がい者に対する理解や接遇技術の向上が進んでいます。

問合せ先 県地域づくり推進部中山間・地域交通局 地域交通政策課  
TEL0857-26-7100 FAX0857-26-8107



# 誰もが楽しめる観光地・鳥取県を目指して

## 1. ユニバーサルツーリズムの推進

鳥取県は、観光地としてのブランド力向上と新たな客層の獲得を目指し、金融機関や建築士、経営コンサルタントから成る支援チームを結成して宿泊施設のユニバーサル化を支援するなど、ユニバーサルツーリズム(注)の推進に向けた様々な取組を進めています。

(注)すべての人が楽しめるよう創られた旅行であり、国籍や性別、年齢、障がいの有無にかかわらず、誰もが気兼ねなく参加できる旅行のこと。



ユニバーサル化された宿泊施設  
(観水庭 こぜにや)

## 2. アプリによるバリアフリー情報の発信

バリアフリー情報共有アプリ「Bmaps(ビーマップ)」に鳥取県専用ページを作成し、県の観光・宿泊施設や観光体験等の**バリアフリー環境整備状況**を発信しています。

また、鳥取砂丘や水木しげるロードなど人気の観光地を巡る「UDタクシーを活用したモデルコース」をはじめ、高齢者、障がいのある方々に楽しんでいただけるモデルコースを掲載し、**バリアフリー情報**の充実に努めています。  
(Web版→<https://app.bmaps.world/top>、アプリはApp Store、Google Playからダウンロードできます。)

### \*Bmaps掲載スポット(全200施設)

県立博物館、砂の美術館、青山剛昌ふるさと館、県立むさびんだ史跡公園、とっとり花回廊、水木しげる記念館、夢みなとタワーほか、多数掲載中



鳥取県マップビュー



施設ごとのスポットレビュー

## 3. 専門家による県内観光地のバリアフリー情報の発信について

今年3月、日本国内の観光地のバリアフリー情報を海外に発信しているグリスデイル・バリージョシュア氏に県内の観光地を視察していただきました。

鳥取県には魅力的な観光素材が多くあることに驚いた様子であり、県内のバリアフリーの取組について、「車イス用階段昇降機の設置が素晴らしい(試乗体験あり)」「車イス用スロープが配備されているので障がい者も安心できる」など、多くのお褒めの言葉をいただきました。



車イス用階段昇降機  
(青山剛昌ふるさと館)



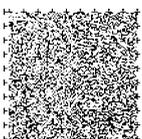
車イス用スロープ  
(浦富海岸島めぐり遊覧船)

### 鳥取の感想 バリージョシュア氏

- ・鳥取県を訪問して驚きばかりであり、すべての出会う人が優しい心の持ち主であると感じました。鳥取県内の観光スポットは東京よりもバリアフリーに優れており、施設側の関係者も「バリアフリーのために何が出来るか、改善したい」という心があります。
- ・今回の視察内容をホームページで情報発信したいし、障がいのある人も、ない人も、是非、鳥取県に来ていただきたいと思います。



平井知事との面談の様子



問合せ先 県交流人口拡大本部観光交流局 観光戦略課、国際観光誘客課  
TEL0857-26-7421、7633 FAX0857-26-8308

# すべての人に優しい宿づくりを目指して(民間施設の取組)

～バリアフリーの温泉宿 お宿 夢彦～

## 1. お宿「夢彦」のご紹介

1981年創業のお宿夢彦は、田園風景の広がる鳥取市鹿野町に静かにたたずむ温泉宿。湯の質・量とも優れていることから国民温泉保養地として古くから親しまれている鹿野温泉の一角で、`親爺(おじい)、こと赤澤輝彦さんと`女将(おかみ)、こと悦子さんのご夫婦が営む「すべての人が利用しやすいお宿」です。



## 2. 「すべての人に優しい宿づくり」のきっかけは?

すべての客室に源泉かけ流しの露天風呂を整備したことが始まりです。平成6年頃、新たな設備投資に際して、個々のお客様のニーズに対応した「夢彦ならではの」おもてなしとは何だろうか悩みました。そんなある日、大浴場の露天風呂に入りながら、「周りを気にせず露天風呂を満喫できたら気持ち良いだろうな」「手軽な価格で部屋付露天風呂を楽しんでもらいたいな」「お年寄りに小さな旅館の強みを生かしたおもてなしがしたいな」「段差(バリア)をできるだけ少なくしては」など、次々とアイデアが浮かんできました。

そこで、平成7年にまず露天風呂付客室を6部屋つくったところ、お客様のご好評を頂いたため、平成8年には、お年寄りや身体の不自由な方にも動線や使いやすさを配慮した露天風呂付客室を4部屋整備し、客室10室すべて露天風呂付個室としてご利用いただけるようになりました。



## 3. どのような点が喜ばれているのでしょうか?

露天風呂やトイレの手すりを始め、車いすのまま駐車場から客室まで最短距離で直接入りご利用いただける部屋(たんぼぼ)など、ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、お年寄りや障がいのある方のみならず、ご家族やご同行の方の利便にも配慮した設備や装備でお客様をお待ちしております。また、ご利用に際しては、あらかじめできる限りお客様のご意向や情報をお伺いして準備し、すべての方が快適にご利用いただけるようサービスや配慮を心がけています。

ご利用いただいたお客様からは、車いすのご本人ばかりでなく、ご家族からも「普段介護で疲れているが、本当にゆっくりとくつろげた」との声があったり、「乳がんの手術痕を気にして旅行をあきらめていたが久しぶりに温泉を楽しめた」とのお話をお聞きすることが、本当に旅館冥利に尽きる喜びです。



滑らないように工夫されたお風呂



お部屋(たんぼぼ)

## 4. 今後のお宿づくりについてお聞かせください。

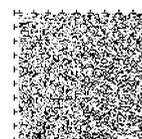
自動車専用道路の開通など、様々なインフラ整備が進む中、お年寄りや障がいのある方、お子様連れの方など、すべてのお客様が鳥取の旅で家族のつながりや絆を深めていただき、満足していただけるよう「心のバリアフリー」を大切に、お客様に接していきたいと考えています。

最近の新型コロナウイルス感染症の拡大により、非常に厳しい状況ではありますが、次世代につなげていくためにも、今後も一人ひとりの幸せを考え、夢彦ならではの「お客様が安心してくつろいでいただけるお宿づくり」を続けていきたいと考えています。



女将 赤澤 悦子さん

問合せ先 お宿 夢彦 所在地／鳥取県鳥取市鹿野町今市8  
TEL0857-84-2411 FAX0857-84-3014  
URL:<http://www.yumehiko.co.jp>



# 心のユニバーサルデザインの推進について

## 1. 心のユニバーサルデザインとは

ユニバーサルデザインは、年齢・性別・障がいの有無、文化や国籍の違いに関わらず、すべての人が社会に参加できるようにしようという考え方です。

一方、「心のユニバーサルデザイン」は、様々な体や心の特性や考え方を持っているすべての人々が、お互いに分かり合うために、話をしたり、支え合ったりすることです。そのためには、一人ひとりがバリアを取り除くための行動を起こしていくこと、また、そのことを続けていくことが大切です。

## 2. 心のユニバーサルデザイン3つのポイント

- ①障がいのある人にとって困りごととなっている社会にあるバリアを取り除くのは社会の責任であるという「障がいの社会モデル」を理解する。
- ②障がいのある人及びその家族への差別を行わないようにする。
- ③自分とは違う状況にある人とコミュニケーションをする力をつけ、すべての人が持っている困りごとや痛みを想像し、共に感じる力をつける。



## 3. 障がいのある人への関わり方

### 【声かけが必要なのはどんなとき】

どんな時に障がいのある人に声掛けをしたらよいでしょう。困っていそうな様子を見かけた時は、「何かお手伝いしましょうか?」と確認してみましょう。特に困ってなければ、見守るようにしましょう。

車いすを利用している人は、わずかな段差でも上がることができず困っていることがあります。そんな時は、「お手伝いしましょうか?」と声をかけてみましょう。

声をかけずに、車いすを急に押したり、急に視覚に障がいのある人の腕や服をつかんで連れて行こうとしたりすることはマナー違反です。

どんな時でも相手のことを尊重して行動しましょう。



### 【コミュニケーションの取り方】

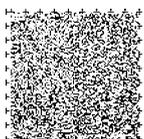
聴覚に障がいのある人とコミュニケーションが難しいと思ってやめてしまったことはありませんか。コミュニケーションには、筆談や様々な手段があります。筆談でコミュニケーションを取るときは難しい表現は避け、必要な情報を簡潔に伝えることがポイントです。

聴覚に障がいのある人の場合、筆談や手話のほかに相手の表情や口の動きを見て何を言っているのか読み取っていることもあります。マスクをしている場合はマスクを外して、口の動きがよく見えるようにしましょう。



## 4. UD出前授業について

出前授業では、心のユニバーサルデザインを具体的に行動できるよう「車いす利用者のサポート体験」「視覚障がい者サポート体験」を取り入れています。サポート体験を通じて、児童・生徒から「車いすの方が困っているところで、見て見ぬふりをしていた。これからは、学んだことを活かしてお手伝いしたい。」「障がいのある人や困っている人とコミュニケーションをとりお手伝いしたい。」などの感想が多く寄せられています。



問合せ先 県総務部人権局 人権・同和対策課  
TEL0857-26-7121 FAX0857-26-8138

# 新型コロナウイルス感染症に関連する 偏見や差別を防ぐために

新型コロナウイルスの感染拡大によって、感染者だけでなく、医療従事者など自らの感染リスクと背中合わせで闘っている人々やその家族までが、偏見や差別、いじめなどの不当な扱いを受けるという問題が起きています。このようなことは、絶対にあってはならないことです。

感染症は、誰もが感染するという事実や、誰もが気づかぬうちに感染させてしまう可能性があることを理解し、病気に対して生じた偏見や差別が、さらに病気の人を生み出し、感染を拡大させるという負のスパイラルを招かないようにしなければなりません。

私たちが向き合う相手はウイルスであって、誰もがなり得る感染者ではないことを再認識して、冷静な行動を心がけましょう。



## 1. 偏見や差別は、公衆衛生上の脅威

偏見や差別は、その対象となる人々の心身の健康にダメージを与えるだけではありません。

差別を恐れて病状を隠したり、感染者が濃厚接触者の追跡調査に協力しなければ、感染を広げてしまったり、感染拡大を防ぐ活動の障害になり、感染症の封じ込めを困難にしまいます。また、感染症が流行する前から偏見や差別の対象になりやすい立場の人は、さらに孤立したり、適切なケアを受けられない可能性が高いことに注意する必要があります。

手を洗い、適切な社会的距離を維持することが大事なと同じように、多様な人々やコミュニティを受け入れ、偏見や差別を防ぐことも、重要な公衆衛生上の実践なのです。

## 2. 私たちにできること

### ○ 確かな情報、事実を広める

正確な情報がないと、人は偏見やステレオタイプ(注)の影響を受けやすくなったり、歪んだ偏見が強くなったりします。

感染を恐れる気持ちは誰にでもありますが、過剰な反応はかえって社会の不安をあおってしまいます。

公的機関の提供する正確な情報を入手し、危険は危険と、安全は安全と、正しく伝えることが大切です。適切な生活習慣を保ち、不安に振り回されないようにしましょう。

### ○ 根拠のない話、 うわさ、ステレオタイプを正す

偏見、差別を広げようとするSNS等での投稿や、無責任なうわさ話に惑わされないようにするとともに、偏見を助長する言説や根拠のない話には異議を唱え、正していくことが大切です。

### ○ 感染経験者の声を広める

感染しても、ほとんどの人が回復します。感染経験者の経験を聞くことで、冷静さを保ち、安心を得ることができます。

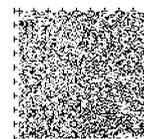
### ○ 医療関係者等への敬意をもつ

医療従事者をはじめ、感染リスクと隣り合わせで働いている人たちをたたえることで、その人たちに対する批判や偏見を減らすことができます。



(注)ステレオタイプとは

多くの人に浸透している先入観、思い込み、認識、固定観念、レッテル、偏見、差別などの類型化された観念を指す用語です。



### 3. 新型コロナウイルス感染症に関連する人権相談窓口

< 新型コロナウイルス感染症に関連する不当な偏見、差別、いじめ等の被害に遭ったなど人権に関することでお悩みの方はご相談ください。>

【HP】<https://www.pref.tottori.lg.jp/81347.htm>

県人権局人権・同和対策課 TEL0857-26-7677

中部総合事務所地域振興局 TEL0858-23-3270

西部総合事務所地域振興局 TEL0859-31-9649

Email : [jinkensoudan@pref.tottori.lg.jp](mailto:jinkensoudan@pref.tottori.lg.jp)

※E-mailでの相談の場合、相談を受けてからお答えするまで多少の日数を要する場合がございます。あらかじめご了承ください。

※受付:月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時まで  
(祝日、年末年始は除く)



## 人権トピックス



### みんなの願い 差別のない社会 人権尊重の社会 ～7月10日から8月9日は部落解放月間～

- \*部落差別問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今なお日常生活の上で様々な差別を受けるなどの、日本固有の人権問題です。
- \*鳥取県はこの問題の早期解決をめざして、毎年、7月10日から8月9日までを部落解放月間とし、重点的に啓発活動を行っています。
- \*部落差別の解消に向けて、私たち一人ひとりが「差別をしない・させない」との意識をもち、適切に行動していきましょう。

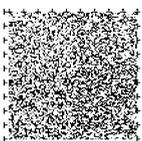
#### (読者の皆様へ)

全国的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、開催を予定しておりました人権・同和问题講演会、企業・市町村トップ人権セミナーをはじめ、様々な研修等について、参加者及び関係者の健康を第一に考慮した結果、やむなく中止、または延期とさせていただきます。今後の研修の方法等を検討していますので、改めて計画してご案内します。

現在、大変な状況ではありますが、自分のため、みんなのため、そして大切な人のため、私たち一人ひとりが、できることをしっかりやっていくことが大事です。この情報誌「ふらっと33号」が発行となる7月には終息に向かっていくことを祈っています。(筆者)

## アンケートへのご協力をお願い

今後の本誌作成の参考とさせていただくため、本誌に関する御意見・御感想をお寄せください。なお、ホームページからでもお送りいただけます。<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=80265>



発行

#### 鳥取県総務部人権局 人権・同和対策課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

TEL : 0857-26-7590 FAX : 0857-26-8138

E-mail : [jinken@pref.tottori.lg.jp](mailto:jinken@pref.tottori.lg.jp)

<https://www.pref.tottori.lg.jp/jinken/>



QRコードからアクセス